平成２１年（フ）第３９９号
群馬県伊勢崎市境下武士1523番地
破産者　井上喜久壽
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字町裏39番地１
破産者　渡邊八重子
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第３６０号
愛知県新城市長篠字段子53番地１
破産者　中根　泰繁
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３２０１号
大阪府富田林市緑ヶ丘町３番28号
破産者　片山　正憲
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２２７号
堺市中区陶器北1859番地２
破産者　小寺ちどり
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
奈良県北葛城郡広陵町三吉382番地、開始決定時の住所奈良県橿原市曽我町352番地の17
破産者　北　　延和
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄441番地の５
破産者　瀬山　和世
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２３５７号
札幌市手稲区西宮の沢６条１丁目14番22号
破産者　山田　明雄
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８号
宮城県登米市迫町佐沼字沼向99番地１
破産者　鈴木　仁子
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３８号
宮城県登米市登米町寺池桜小路90番地３
破産者　塚本　　壽
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１２３号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼6416番地14
破産者　内田　正典
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２５６７号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目３番１―106号
破産者　石川　重友
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８号
福井県敦賀市新和町２丁目19番10号
破産者　笹田　克之
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第５０号
福井県敦賀市桜ケ丘町27番５―104号
破産者　花房　俊広
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２０年（フ）第１９１号
静岡県浜名郡新居町浜名252番地の５
破産者　大野　賢治
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
静岡県浜松市中区富塚町770番地の23
破産者　吉田　和子
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
静岡県浜松市南区米津町149番地の１
破産者　鈴木　　清
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２７３３号
愛知県北名古屋市鹿田西赤土98番地３
破産者　中村　清昭
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３２１４号
名古屋市瑞穂区花目町１丁目１番地、住民票上の住所名古屋市北区安井４丁目５番28号
破産者　長瀬　誠朗
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２６号
名古屋市中川区松葉町３丁目41番地　ノーブル101　302号
破産者　渡邉　和英
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部